

高知くらしの護身術

267

投資詐欺

絶対に払わない

(2012年11月20日掲載原稿)

高齢者を狙った投資詐欺の被害が続いています。劇場型勧誘の手口が、より巧妙化、悪質化していますので注意してください。

最近、消費生活センターに相談のあった手口を紹介します。

権利証券の販売業者であるA社の封筒が送られてきた消費者に、勧誘業者であるB社が電話をかけて、「封筒の届いた人しかA社の権利証券は買えない。A社に申し込みをするために名義を貸してほしい」と頼みます。A社から消費者に権利証券が送られ、B社が「権利証券を取りに行く」と信用させて、「もっとまとまった口数を買いたいので協力してほしい。出資額の2倍、3倍のもうけになる」と、消費者に購入額の一部を負担するよう誘います。消費者が断ろうとすると、「他の協力者に迷惑がかかる。途中で止められない」と強迫して、次々とA社への購入申し込みと支払いをさせていました。

支払い方法についても、手渡しで受け取りに来る、郵便や宅配便で書籍や薬品などと偽って現金を送らせるといった、金融機関窓口等のチェックの目を擦り抜けようとする手口を使っています。

おかしいと気付いて断ろうとすると「損害賠償請求する」などと脅してくる手口もありますが、毅然（きぜん）として断り、絶対にお金を支払わないことです。いったん支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。「代わりに購入してほしい」という話を信じてはいけません。このような勧誘があった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。高齢者は被害に遭っても言いたがらない傾向があります。ご家族など周りの方々も、高齢者がトラブルに遭っていないか気を配ってあげてください。